

## 1 請求することができる方

### 【本人等請求】

戸籍に記載されている本人、又はその配偶者（夫又は妻）、その直系尊属（父母、祖父母等）若しくは直系卑属（子、孫等）

### 【第三者請求】

- (1) 自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方  
（例えば、亡くなった兄弟姉妹の相続人となった方が、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合等）
- (2) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- (3) その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方  
（例えば、成年後見人であった者が、死亡した成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すため、成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合等）

## 2 請求に必要なもの

### 【本人等請求の場合】

- (1) 窓口に来られる方の「本人確認」ができるもの（運転免許証、パスポート、顔写真付きの住民基本台帳カード等）
- (2) 直系親族に当たる方からの請求の際、請求された戸籍に請求者の名前が載っていない場合（例えば、婚姻によって親の戸籍から出て夫婦の新戸籍が作られた子が、親の戸籍の謄本等を請求する場合等）は、請求者が戸籍に記載されている「本人」の直系親族であることを確認できる資料（戸籍謄本等）
- (3) 代理人の場合は委任する方自身が書いた委任状が必要です。
- (4) 身分証明書を本人以外が申請する場合は委任状が必要です。

### 【第三者請求の場合】

- (1) 窓口に来られる方の「本人確認」ができるもの（運転免許証、パスポート、顔写真付きの住民基本台帳カード等）
- (2) 代理人の場合は委任する方自身が書いた委任状が必要です。
- (3) 利害関係人の場合は、利害関係のわかる書面（契約書の写し等）

※交付請求書の記載から請求の理由が明らかでない場合には、必要な説明を求めたり、追加の資料を求めることがあります。